

第4章

施策・事業の展開

第4章 施策・事業の展開

1 計画の体系

今後、推進すべき高齢者福祉施策について、次のように4つの基本目標を掲げました。
また、基本目標を実現するための施策を、「施策の方向性」、「施策」という体系で整理しています。

基本理念	基本目標	施策の方向性	施策
健康で生きがいをもち、安心して自立した生活を送ることができる、 笑顔あふれる長寿社会の実現	1 みんながつながり、支えあう地域社会の実現	地域保健・福祉体制の充実	地域の総合的なネットワーク機能の充実
			ボランティア活動・市民活動の推進
		ユニバーサルデザインの推進	意識のバリアフリーの推進
			公共施設などのバリアフリー化の推進
		安全で安心な暮らしの確保	地域の見守りと支援体制の充実
			安全で安心な地域生活の確保
		高齢者にやさしい 居住環境の整備	高齢者の多様な住まいの支援
			居住環境に関する相談機能の充実
	2 健康で生きがいのある豊かな生活の実現	健康づくりによる健康寿命の延伸	健康づくり事業の推進
		介護予防の推進	介護予防の効果的な展開
			きめ細かな介護予防の展開
		生きがいづくりの促進	交流の場、交流機会の提供
			学習・スポーツ・芸術の場や機会の提供
		社会参画の促進	社会参加活動の環境整備
高齢者の就業支援			
高齢者の外出支援の充実			

第4章 施策・事業の展開

基本理念	基本目標	施策の方向性	施策
健康で生きがいをもち、安心して自立した生活を送ることができる、笑顔あふれる長寿社会の実現	3 いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現	適切な福祉サービスの提供	高齢者のニーズに応じた福祉サービスの提供
			介護者への支援
		認知症高齢者等対策の充実	認知症の正しい理解に向けた周知啓発の推進
			認知症予防の推進
			早期相談・早期発見・早期診断のための仕組みの構築
			医療・介護・福祉が連携したケア体制の充実
			認知症介護者への支援
	認知症高齢者やその家族が暮らしやすい地域づくりの推進		
	高齢者の権利擁護及び制度の利用支援	権利擁護事業の推進と成年後見制度などの利用支援	
	4 介護サービスの利用を通じた笑顔あふれる社会の実現	介護保険事業の充実	介護サービスの提供
介護サービスの質の向上		サービスの質の確保・向上	
		介護人材の育成・支援	
	介護保険制度の安定的な運営に向けた取組の推進		

なお、本計画では、「成果指標対象」に選定した事業のほか、重点課題の解決に結びつく事業を「主要事業」に選定し、「成果指標対象事業」と合わせ、宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会において定期的に進行管理を行っていきます。

2 施策・事業の展開

本計画は、高齢者が住み慣れた家庭や地域で生きがいをもち、いつまでも安心して生活することができるよう、高齢者自身はもとより、その家族を地域で支えていくために、介護・医療・福祉の緊密な連携に向けた取組や、高齢者の多様なライフスタイルの実現に向けた生きがいづくりや社会参画といった施策を、総合的かつ計画的に推進していくことを目的とするものです。従って、高齢者とその家族への支援を計画の中心に位置づけ、市民（地域）と行政とが一体となって、様々な高齢者支援の施策・事業を展開することで、基本理念の実現を目指します。

○ 基本目標1 みんながつながり、支えあう地域社会の実現

1 地域保健・福祉体制の充実

(1) 地域の総合的なネットワーク機能の充実

住民参加・協働による、地域での包括的な支援を実現するためには、市民のニーズに応じて医療・介護・福祉サービスなどを適切にコーディネートする体制が重要です。このため、地域包括支援センターを中心に、既存の地域ネットワークである「地域会議」などを活用しながら、関係機関や団体との緊密な連携のもと、高齢者の暮らしを支える、地域の総合的なネットワーク機能の充実を図ります。

【事業・取組名】

事業・取組名 [事業番号]		◎:成果指標対象事業 ★:主要事業	
[1]	地域会議などを活用した地域ネットワークの充実	◎	★

○ 地域会議

地域の実情等を十分に把握している機関と地域包括支援センターが連携を図り、高齢者等の多様なニーズに的確に対応することで、高齢者等が住み慣れた地域において安心して生活できる環境づくりを目的に開催する会議です。会議の参加者は、連合自治会区を単位（39地区）に、自治会役員、民生委員・児童委員、地区社協、その他（医師、ボランティア、警察官、消防団員等）の委員で構成されています。



第4章 施策・事業の展開

(2) ボランティア活動・市民活動の促進

ボランティア活動や自治会活動などの市民による幅広い活動が盛んであることは、地域の福祉体制が促進される上で大切な基盤になります。ボランティア活動や市民活動は、特別な人が行う、特別な活動ではなく、日常生活に密接に関連し、一人ひとりの生活をよりよいものにしていくという生活感覚や活動意欲の中から、市民が自発的に参加・活動するもので、それによって地域福祉に厚みと柔軟性が増すことも期待されます。

特に、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、全国各地から多くのボランティアが駆けつけ献身的な援護活動を展開し、被災地ではボランティア活動が積極的に行われ、誰しものがボランティア活動や市民活動の重要性を改めて認識することとなりました。このことから、市民による様々な活動が生まれ出され、それを支える環境の整備に努めます。また、市民活動は自発的、自主的に行われることを基本としながらも、福祉的な活動に関する感性が磨かれたり、興味をもったり、実践を通して、その意義を実感できるような機会や環境の整備に努めます。

【事業・取組名】

事業・取組名 [事業番号]		◎:成果指標対象事業 ★:主要事業	
[2]	ボランティアセンターやまちづくりセンターの運営		
[3]	ボランティア養成講座の充実		

2 ユニバーサルデザインの推進

(1) 意識のバリアフリーの推進

だれもが暮らしやすいと感じるまちをつくるためには、「ノーマライゼーション」の考え方を推進し、ハンディキャップのある人たちをも地域で包含（ソーシャル・インクルージョン）していく必要があります。ノーマライゼーションを推進するためには、ハード面でのバリアフリー化だけではなく、高齢者や障がい者などに対する理解を広めていくことが重要となることから、「意識のバリアフリー」を進めるために必要な取組を進めます。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]			
◎:成果指標対象事業 ★:主要事業			
[4]	こころのユニバーサルデザイン運動の推進		
[5]	広報紙やホームページ等の活用による周知・啓発		
[6]	「宇都宮市民福祉の祭典」の実施		
[7]	出前保健福祉講座の利用促進		
[8]	学校における福祉教育の充実		
[9]	敬老会の開催支援など敬老のこころを育む取組の推進		★

第4章 施策・事業の展開

(2) 公共施設などのバリアフリー化の推進

だれもが暮らしやすい生活環境を整備していくためには、「ユニバーサルデザイン」に基づいたまちづくりを推進していく必要があります。このため、国では、平成18年12月に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(ハートビル法)と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(交通バリアフリー法)を統合し、より拡充した内容の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下「バリアフリー新法」)を施行しました。本市においてもバリアフリー化を更に進め、だれもが暮らしやすいまちを目指します。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]		◎:成果指標対象事業 ★:主要事業	
[10]	公共建築物等のバリアフリーの推進		
[11]	道路のバリアフリーの推進		
[12]	公園のバリアフリーの推進		
[13]	車両等のバリアフリーの推進		

3 安全で安心な暮らしの確保

(1) 地域の見守りと支援体制の充実

少子高齢社会の進展などにより、何らかの生活課題を抱え、支援を必要とする人が多くなるなかで、行政のみならず広く住民の協力を得て、「共に生き、支えあうまち」をつくる必要があります。このため、地域のなかで起こるさまざまな生活課題に対応するため、地域住民同士の助け合いを促進し、地域包括支援センターや民生・児童委員、自治会、自主防災組織などとの連携のもと、一人暮らしの高齢者などへの見守りや、災害時に高齢者や障がい者などの要援護者を支援する体制の整備に努めます。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]			
◎:成果指標対象事業 ★:主要事業			
[14]	ひとり暮らし高齢者等安心ネットワークシステムの推進		★
[15]	災害時要援護者支援事業の推進	◎	★
[16]	地域における自主防災組織の育成・強化		

(2) 安全で安心な地域生活の確保

近年、高齢者が関わる交通事故や、高齢者が被害者となる消費生活のトラブルが増加しています。このため、高齢者が住み慣れた地域で安全で安心した生活を続けることができるよう、交通安全対策や防犯への取組を進めます。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]			
◎:成果指標対象事業 ★:主要事業			
[17]	高齢者に対する交通安全教育の実施		
[18]	受講者の世代や特性に合わせた防犯講習会の実施		
[19]	高齢者等を対象とした防犯に対する広報・啓発の実施		★
[20]	消費生活情報の提供や消費生活相談体制の充実		

4 高齢者にやさしい居住環境の整備

(1) 高齢者の多様な住まいの支援

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を続けられることは、高齢者にとって自分らしい生活の実現につながることから、引き続き、高齢者の住宅改修に対し補助を行います。また、高齢者用住宅（シルバーハウジング）の整備や民間の高齢者向け賃貸住宅の整備など、高齢者の多様な住まいの確保に向けた支援に努めます。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]		◎:成果指標対象事業 ★:主要事業	
[21]	高齢者にやさしい住環境整備補助事業の実施		
[22]	住宅改修支援事業の実施		
[23]	高齢者用住宅（シルバーハウジング）の整備		
[24]	サービス付き高齢者向け住宅の適切な整備		★

(2) 居住環境に関する相談機能の充実

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、これらの方が地域の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、高齢者用住宅（シルバーハウジング）への生活援助員派遣事業に取り組むとともに、住宅改修の利用などの居住環境に関する相談機能の充実により、高齢者の在宅生活を支援します。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]		◎:成果指標対象事業 ★:主要事業	
[25]	生活援助員派遣事業の実施		
[26]	住宅改修等に関する相談機能の充実		

○ 基本目標2 健康で生きがいのある豊かな生活の実現

1 健康づくりによる健康寿命の延伸

(1) 健康づくり事業の推進

高齢者にとって、健康でいきいきとした生活を送れることは何より大切です。特に、脳血管疾患や高血圧、糖尿病などの生活習慣病については、日常生活の中での適度な運動を行なう、健全な食生活を心がけるなど、発症を予防する「一次予防」に重点を置いた健康づくりが重要です。このため、高齢者一人ひとりが、日頃から主体的に健康づくりに取り組むとともに、身近な地域の仲間や組織がともに活動し、個人の健康づくりを支援することができるよう、地域主体の健康づくりを推進します。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]		◎:成果指標対象事業 ★:主要事業	
[27]	健康づくり実践活動の推進		★
[28]	健康教育・健康相談の実施		
[29]	各種団体等との連携による食育推進事業の実施		★
[30]	特定健康診査（健康診査）・がん検診等の実施		
[31]	高齢者インフルエンザ予防接種助成事業の実施		

2 介護予防の推進

(1) 介護予防の効果的な展開

要介護・要支援状態になるおそれのある高齢者を「基本チェックリスト」により把握し、早期の介護予防につなげます。また、高齢者に対し介護予防の必要性や重要性を呼びかけるとともに、介護予防の成果の把握に努めていきます。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]		◎:成果指標対象事業 ★:主要事業	
[32]	介護予防の早期取組の推進（げんき応援高齢者把握事業）		
[33]	介護予防の成果把握に向けた取組の推進		★

第4章 施策・事業の展開

(2) きめ細かな介護予防の展開

高齢者自身が主体的に介護予防に取り組めるよう、コミュニティーセンターや保健センター、公民館など高齢者の身近な場所で介護予防事業を実施しています。今後とも、参加しやすい会場の確保に努めながら、より地域に密着した効果的な教室を展開します。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]		◎:成果指標対象事業 ★:主要事業	
[34]	介護予防講演会の開催		
[35]	はつらつ教室などの開催	◎	★
[36]	いきいき健康サッカー教室・いきいき健康自転車教室の開催		
[37]	通所型二次予防事業の充実		
[38]	訪問型二次予防事業の実施		
[39]	地域での介護予防活動への支援		

3 生きがいの促進

(1) 交流の場、交流機会の提供

高齢者が健康に楽しく活動的に過ごすために、老人福祉センターなどの施設を活用した生きがいの促進に取り組んでいます。今後も、高齢者の多様なニーズにあった各種講座や教室の開催に努めるとともに、高齢者が地域に住む仲間とともに、健康で生きがいをもって充実した生活が送れるよう、老人クラブ活動の活性化及び会員の加入促進に向けた周知などの支援に取り組めます。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]		◎:成果指標対象事業 ★:主要事業	
[40]	老人福祉センターを活用した生きがいの促進や相談機能の充実		
[41]	茂原健康交流センターを活用した生きがいの促進や世代間・地域間交流の促進		
[42]	老人クラブ活動の育成・支援		★

(2) 学習・スポーツ・芸術の場や機会の提供

高齢者をはじめとした市民の学習意欲や、多様な活動への参加意識の変化に対応するため、引き続き、生涯学習やスポーツ大会などの文化・スポーツ行事に気軽に参加できる場や機会の提供のほか、郷土の伝統文化や生活文化、民話、遊びなどの地域文化の伝承活動などにより市民の文化活動の向上を図ります。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]		◎:成果指標対象事業 ★:主要事業	
[43]	生涯学習支援の推進		
[44]	地域教育活動への参加促進		
[45]	高齢者向けスポーツ活動の推進		
[46]	スポーツ広場整備補助事業の推進		
[47]	文化活動における人材の登録と活用		
[48]	地域文化の伝承		



4 社会参画の促進

(1) 社会参加活動の環境整備

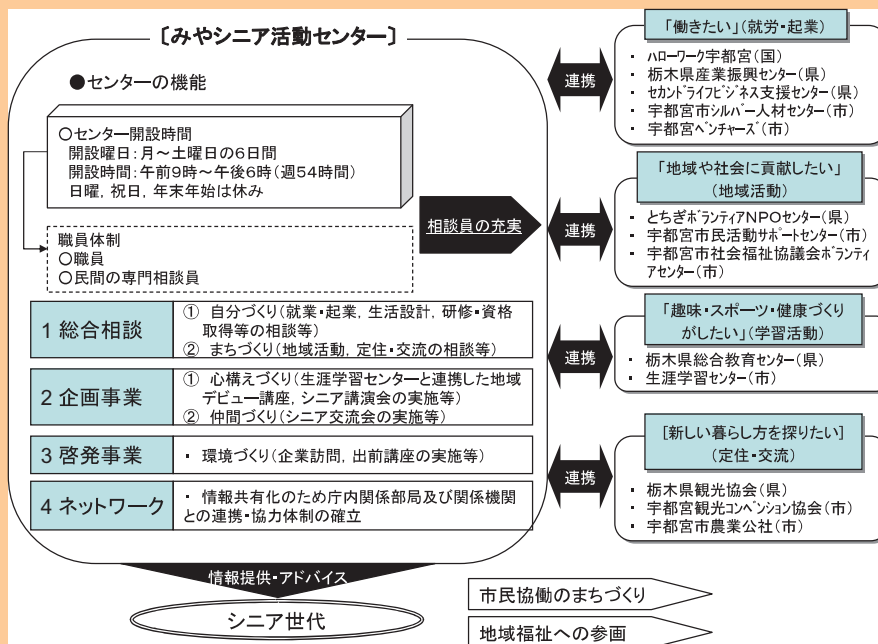
多様な価値観を持った高齢者が、地域の中で自らの経験や知識を生かしながら、希望するライフスタイルを实践できるよう、「みやシニア活動センター」が、関係機関や団体との連携を図りながら、高齢者一人ひとりの希望に応じた情報提供や、地域デビュー講座やシニア交流会などの実施により、社会参加活動のための環境整備を進めます。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]		◎:成果指標対象事業	★:主要事業
[49]	高齢者のライフスタイルに合わせた情報提供や講座等の充実		★
[50]	高齢者地域活動実践塾設置の促進		

○ みやシニア活動センター

みやシニア活動センターは、平成20年に、団塊世代を中心とするシニア世代の知識や経験を本市の進めるまちづくりや、地域福祉の展開に積極的に活かすとともに、第2の人生を健康でいきいきと暮らすことができるよう支援することを目的に設置されたセンターです。



(2) 高齢者の就業支援

高齢者の生きがいの充実，社会参加の推進，また，自らの能力を活かした地域づくりに寄与できるよう就業機会の確保への支援を進めるため，宇都宮市シルバー人材センター事業に対して助成を行うとともに，みやシニア活動センターでのキャリアカウンセラーによる企業・事業所への再就職や起業などの専門相談のほか，県をはじめ，宇都宮市農業公社などの関係機関が連携する「就農支援ネットワーク会議」による就農相談などにより，高齢者のセカンドライフをきめ細かく支援します。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]		◎:成果指標対象事業 ★:主要事業	
[51]	シルバー人材センター事業の支援		
[52]	キャリアカウンセラーによる専門相談機能の充実		★
[53]	「就農支援ネットワーク会議」による就農相談		

(3) 高齢者の外出支援の充実

高齢者の豊かな生活と健康の維持・増進のためには，地域や社会との関わりを持つことは重要です。このため，高齢者が積極的に外出することができるよう，主要な公共交通機関であるバスなどを移動手段とした外出支援を行うとともに，公共交通不便地域については，高齢者をはじめとした市民が，移動しやすく利用しやすい生活交通の確保に向け，地域の実情にあった地域内交通の導入を推進します。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]		◎:成果指標対象事業 ★:主要事業	
[54]	高齢者外出支援事業(高齢者専用バス乗車券購入費助成)の推進		★
[55]	地域内交通導入の促進		

- 高齢者外出支援事業
(高齢者専用バス乗車券購入費助成)

宇都宮市では，高齢者の社会参加の促進と生きがいづくりの推進を図るため，70歳以上の高齢者を対象に，年度1回，5,000円相当のバス乗車券の購入費に対する助成を行っています。



○ 基本目標3 いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現

1 適切な福祉サービスの提供

(1) 高齢者のニーズに応じた福祉サービスの提供

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が続けられるよう、従来から実施してきた福祉サービスを引き続き展開していきますが、高齢化が進む中、高齢者の生活状況は変化し、ニーズも多様化していることから、福祉サービスの利用に向けた周知・啓発に努めるとともに、事業評価を実施しながら見直しの検討を行っていきます。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]		◎:成果指標対象事業	★:主要事業
[56]	高齢者ホームサポート事業の実施		★
[57]	生きがい対応型デイサービス事業の実施		★
[58]	高齢者短期宿泊事業の実施		
[59]	無料入浴券交付事業の実施		
[60]	はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業の実施		
[61]	老人福祉補聴器交付事業の実施		
[62]	緊急通報システム事業の実施		★
[63]	食の自立支援事業（配食サービス）の実施		★

(2) 介護者への支援

介護を必要とする高齢者に対し、心の通った介護が持続できるよう、介護する家族に対する支援が必要です。このため、介護する家族等の精神的・身体的な負担の軽減が図れるよう、介護に関する知識や適切な介護技術の習得の場の充実や、高齢者を介護している介護者相互の交流を図るなど、介護者への支援の充実を図ります。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]		◎:成果指標対象事業	★:主要事業
[64]	家族介護教室の開催		★
[65]	在宅高齢者家族介護慰労金の支給		
[66]	はいかい高齢者等家族支援事業の実施		

○ 家族介護教室

家族介護教室では、高齢者を介護している家族の方などを対象に、介護に関する知識や技術などの情報提供を行ないます。また、参加した介護者が、お互いに日頃の介護の悩みや体験などを話すことにより、介護者相互の交流を図っています。



2 認知症高齢者等対策の充実

(1) 認知症の正しい理解に向けた周知啓発の推進

認知症に対する正しい理解は、認知症の予防や早期発見・早期診断、介護者への支援など、認知症高齢者を支える仕組みづくりに取り組むうえで重要な基盤になることから、市民一人ひとりが認知症に対する理解を深めるための周知啓発事業に取り組みます。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]		◎:成果指標対象事業 ★:主要事業	
[67]	宇都宮市みんなで考える認知症月間事業の充実		★
[68]	認知症サポーターや認知症キャラバン・メイトの養成・支援の推進	◎	★

○ 認知症サポーター養成講座

認知症サポーター養成講座の標準テキストに基づき、ビデオ上映も交えながら60分から90分の講座を実施し、講座修了者には、認知症サポーターのしるしとして「オレンジリング」をお渡ししています。



(2) 認知症予防の推進

市民一人ひとりが健康についての意識を高め、生涯を通じて健康的な生活習慣の保持を心がけることができるよう、認知症等の発症予防につながる情報の提供や、高齢者の身近な場所での健康づくりや介護予防事業に取り組みます。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]		◎:成果指標対象事業 ★:主要事業	
[69]	認知症介護予防講演会の実施		
再掲 [28]	健康教育・健康相談の実施		
再掲 [29]	特定健康診査（健康診査）・がん検診等の実施		
再掲 [35]	はつらつ教室の開催		
再掲 [37]	通所型（総合型・三種型）二次予防事業の充実		
再掲 [38]	訪問型二次予防事業の実施		

(3) 早期発見・早期診断のための仕組みの構築

認知症は、早期の段階で対応し適切な処置を行うとともに、適切な薬物療法やリハビリテーション等により、進行の抑制や症状の改善が見られる場合があります。また、少しでも早く認知症の診断を受けることにより、認知症の早期段階から適切なケアを受けることが可能です。このため、本人や家族等ができる限り早く認知症に気づき、適切な窓口で相談や受診ができるよう、早期段階での認知症の気づきに繋げるための啓発事業など、早期発見・早期診断のための取組を進めます。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]		◎:成果指標対象事業 ★:主要事業	
[70]	認知症早期発見チェックリスト等の配布		
[71]	介護予防の基本チェックリストの活用		
[72]	脳ドック受診補助		

第4章 施策・事業の展開

(4) 医療・介護・福祉が連携したケア体制の充実

認知症高齢者の状態に応じた適切なケアが提供されるよう、日常生活圏域を単位に、地域特性を生かしたネットワークづくりを目指し、医師会や地域包括支援センターなどが連携した認知症地域ケアネットワーク会議（仮称）の設置や、医療・介護従事者合同研修会の開催などにより、医療・介護・福祉が緊密に連携した切れ目のないケア体制の充実を図ります。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]			
◎:成果指標対象事業 ★:主要事業			
[73]	認知症地域ケアネットワーク会議（仮称）の設置	◎	★
[74]	認知症支援医療・介護従事者合同研修会の開催・支援		★
[75]	介護サービス提供基盤の整備推進		

(5) 認知症介護者への支援

認知症の人を介護する家族等の精神的・身体的な負担の軽減を図り、心の通った介護が継続できるよう、介護者への支援の充実を図ります。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]			
◎:成果指標対象事業 ★:主要事業			
[76]	認知症の人やその家族の生活状況に応じた情報提供の充実		
[77]	認知症の人を介護する家族のつどいや交流会の開催		★
再掲 [14]	ひとり暮らし高齢者等安心ネットワークシステムの推進		★
再掲 [56]	高齢者等ホームサポート事業の実施		★
再掲 [64]	家族介護教室の開催		★
再掲 [66]	はいかい高齢者等家族支援事業の実施		

(6) 認知症高齢者やその家族が暮らしやすい地域づくりの推進

認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、医療・介護・福祉の専門職が緊密に連携した切れ目のない認知症ケアと合わせ、近所の人による見守りなどの地域づくりが重要です。このため、認知症の人やその家族を支える関係機関や団体などが必要な事業や取組について検討する場を設けるなど、認知症の人やその家族を支える地域ネットワークの充実を図るための取組を進めます。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]		◎:成果指標対象事業 ★:主要事業	
[78]	認知症の人やその家族を支える地域ネットワークの充実		★

3 高齢者の権利擁護及び制度の利用支援

(1) 権利擁護事業の推進と成年後見制度などの利用支援

近年、家庭や介護施設などでの高齢者虐待が表面化し社会的な問題となっています。本市では、高齢者虐待に対応するため、高齢福祉課や地域包括支援センターなどに相談窓口を設置するとともに、高齢者虐待の防止や早期発見・早期対応を図るため、介護事業者や地域の民生委員などとも連携して虐待の防止・解消に努めています。今後も、成年後見制度など高齢者の権利を擁護する制度の周知に努めるとともに、制度の利用に向けた支援を行います。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]		◎:成果指標対象事業 ★:主要事業	
[79]	成年後見制度の周知・理解促進		
[80]	権利擁護事業の推進		★
[81]	権利擁護センター「あすてらす・うつのみや」の利用促進		
[82]	老人措置事業の実施		

○ 基本目標4 介護サービスの利用を通じた笑顔あふれる社会の実現

1 介護保険事業の充実

高齢者が介護や医療等が必要になっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活できるようにするためには「介護」、「医療」、「予防」、「住まい」、「生活支援サービス」を一体的に提供していく「地域包括ケア」の推進に取り組むことが重要です。

このため、本市では、高齢者がそれぞれの有する能力に応じて、自立した生活を営むことができるよう「地域包括ケアシステム」の5つの視点による取組を基本としたうえで、介護保険事業の充実を図ります。

○ 地域包括ケアシステムの5つの視点による取組

① 介護サービスの充実強化

24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの創設など、在宅サービスの強化

② 医療との連携強化

24時間対応の在宅医療、訪問看護やリハビリテーションの充実強化

③ 予防の推進

できる限り要介護状態としないための予防への取組や、自立支援型介護の推進

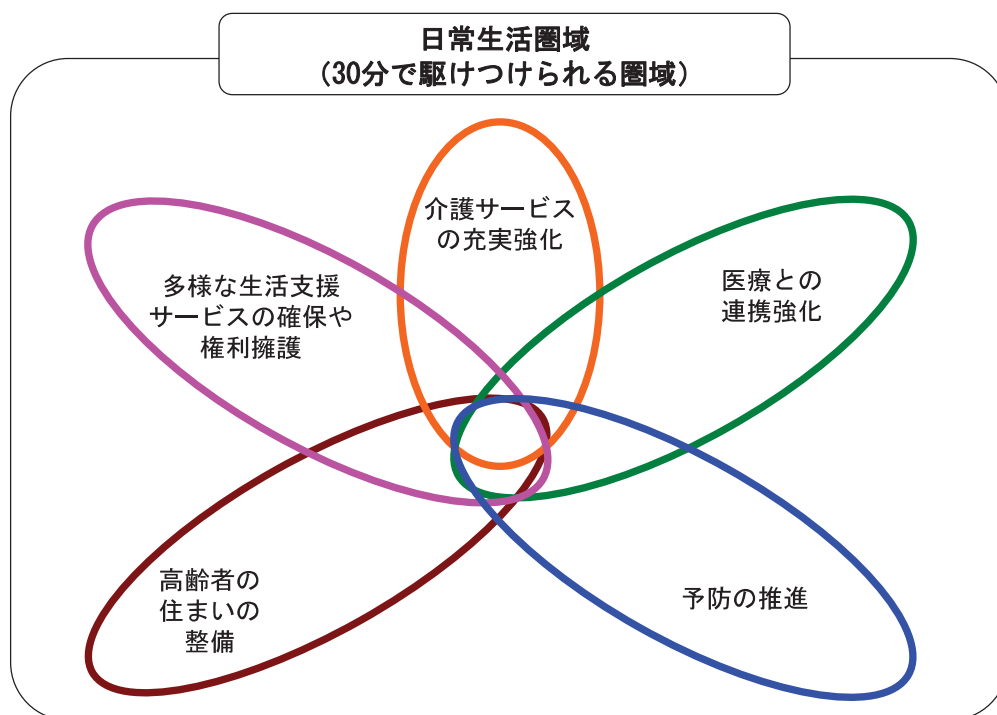
④ 高齢期になっても住み続けることのできる住まいの整備

住宅改修や、国が整備を促進しているサービス付き高齢者向け住宅等の住まい選びに関する情報を分かりやすく案内

⑤ 見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護等

ひとり暮らし、高齢者のみ世帯の増加、認知症高齢者の増加を踏まえた、様々な生活支援（見守り、配食等の生活支援や財産管理などの権利擁護）サービスの推進

[図1 地域包括ケアシステムのイメージ]



○ 日常生活圏域の考え方

「地域包括ケア」の実現のために、必要なサービスを身近な地域で受けられる体制の整備を進める単位を「日常生活圏域」といい、国においては、概ね30分以内で駆けつけられる圏域としています。

○ 宇都宮市の日常生活圏域

本市の「日常生活圏域」は、人口、自治会の区域、生活形態、地域活動の状況や、地域特性、地域各種団体との連携強化の観点から、第3期介護保険事業計画で設定した圏域を、引き続き設定します。また、「日常生活圏域」は、地域密着型サービスの基盤整備の単位であるとともに、地域支援事業を推進する地域包括支援センターの担当圏域でもあります。

[図2 宇都宮市の日常生活圏域]



[表 21 宇都宮市の日常生活圏域と地域包括支援センター]

日常生活圏域		地域包括支援センター
1	中央・築瀬・城東	地域包括支援センター 御本丸
2	陽南・宮の原・西原	地域包括支援センター ようなん
3	昭和・戸祭	地域包括支援センター きよすみ
4	今泉・錦・東	地域包括支援センター 東宿郷
5	西・桜	地域包括支援センター さくら西
6	御幸・御幸ヶ原・平石	鬼怒 地域包括支援センター
7	清原	地域包括支援センター 清原
8	瑞穂野	地域包括支援センター 瑞穂野
9	峰・泉が丘	地域包括支援センター 峰・泉が丘
10	石井・陽東	地域包括支援センター 石井・陽東
11	横川	よこかわ 地域包括支援センター
12	雀宮（東）	地域包括支援センター 雀宮
13	雀宮（西）・五代若松原	地域包括支援センター 雀宮・五代若松原
14	緑が丘・陽光	緑ヶ丘・陽光 地域包括支援センター
15	姿川（北部）・富士見・明保	地域包括支援センター 砥上
16	姿川（南部）	姿川南部 地域包括支援センター
17	国本	くにもと 地域包括支援センター
18	細谷・宝木	地域包括支援センター 細谷・宝木
19	富屋・篠井	富屋・篠井 地域包括支援センター
20	城山	城山 地域包括支援センター
21	豊郷	地域包括支援センター 豊郷
22	かわち（古里中学校区）	地域包括支援センター かわち
23	田原（田原中学校区）	田原地域包括支援センター
24	奈坪（河内中学校区）	地域包括支援センター 奈坪
25	上河内	上河内地域包括支援センター

第4章 施策・事業の展開

(1) 介護サービスの提供

介護を必要とする高齢者などが、適切な介護サービスを受けながら、それぞれの有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、本計画期間の中で必要となる介護サービス量を見込みます。

ア サービス基盤整備の推進

一層の高齢化に備えるとともに、在宅生活が困難な要介護者などへの適切なサービスの提供を目指し、施設・居住系サービスの基盤の整備を進めます。

なお、本計画における施設・居住系サービスについては、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所申込状況調査等を基に施設入所が必要な者の数を見込み、整備を進めます。

① 施設・居住系サービスへの入所の必要性が高いと考える者の人数について

（調査概要）

- ・ 調査名称 : 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)入所申込状況調査
- ・ 調査基準日 : 平成23年5月1日
- ・ 調査対象施設 : 市内25施設（うち地域密着型介護老人福祉施設1施設）

市内の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所申込を行っている者のうち、入所の必要性が高いと考える下記の条件に該当する者の人数を確認した結果は、[表22]（71ページ）のとおりです。

○ 入所の必要性の判断基準

- ・ 要介護1～3の者 : 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅳ・Ⅴの方(*)
- ・ 要介護4・5の者 : 全員

* 認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準については7ページ参照

[表22 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)入所申込状況調査結果] (単位：人)

要介護度	申 込 者 *介護老人福祉施設・重複申込 宇都宮市以外の被保険者を除く	入所の必要性が高いと 考える申込者	
		自立度 Ⅳ	自立度 Ⅲ
要介護1	105人	5人	4人
要介護2	190人	13人	12人
要介護3	310人	48人	46人
要介護4	323人	323人	
要介護5	199人	199人	
合 計	1,127人	588人	

② 施設・居住系サービス基盤整備の対象となる者

(ア) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所の必要性が高いと考える

a 要介護4・5の者 522人

b 要介護1～3で認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲの者 4人

の計526人に

(a) 介護老人保健施設・介護療養型医療施設に入所中の者(175人)を除く

(b) (a)の値に、高齢者人口の増加率を乗じる

(c) 平成24年4月に供用開始となる介護老人福祉施設整備床数(187床)を除く
を加味し、計214人を施設整備の対象となる者として見込みます。

(イ) 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)に入所の必要性が高いと考える

要介護1～3で認知症高齢者の日常生活自立度Ⅳの者 62人に

a 介護老人保健施設・介護療養型医療施設・認知症対応型共同生活介護
(グループホーム)に入所中の者(16人)を除く

b aの値に、高齢者人口の増加率を乗じる

c 平成24年4月に供用開始となる施設床数(18床分)を除く

を加味し、計35人を施設整備の対象となる者として見込みます。

第4章 施策・事業の展開

③ 特定施設入居者生活介護の整備数と利用者数の見込み

特定施設入居者生活介護については、高齢者が元気なうちから多様な住まいを自由に選択できるよう、整備（指定※）を行います。

なお、整備にあたっては、既存の施設（120床）の指定や、今後新設される施設の指定（60床）を想定し、180床の指定を見込みます。また、特定施設入居者生活介護の整備については、利用者のニーズや事業者の参入意向などを考慮しながら、指定対象となる施設種別を調整します。

○ 特定施設入居者生活介護の整備対象となる施設の種別

有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

※ 介護保険サービスを提供できる事業所として、市が指定をすること。

[表 23 介護保険3施設の整備数・利用者数の見込み]

(単位：床、人)

区 分	単 位	第4期末	第5期介護保険事業計画		
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	整備累計 (①+②)	1,616 床	1,714 床	1,833 床	1,833 床
	整備数 (①+②)		98 床	119 床	0 床
広域型 ①	整備累計	1,500 床	1,540 床	1,630 床	1,630 床
	整備数	—	40 床	90 床	0 床
	利用者見込み	—	1,371 人	1,444 人	1,527 人
地域密着型 ②	整備累計	116 床	174 床	203 床	203 床
	整備数	—	58 床	29 床	0 床
	利用者見込み	—	106 人	139 人	168 人
介護老人保健施設	整備累計	1,038 床	1,038 床	1,038 床	1,038 床
	整備数	—	0 床	0 床	0 床
	利用者見込み	—	1,006 人	1,023 人	1,038 人
介護療養型医療施設	整備累計	437 床	437 床	437 床	437 床
	整備数	—	0 床	0 床	0 床
	利用者見込み	—	326 人	326 人	326 人

[表 24 認知症対応型共同生活介護の整備数・利用者数の見込み]

(単位：床、人)

区 分	単 位	第4期	第5期介護保険事業計画		
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	整備累計	315 床	351 床	351 床	351 床
	整備数	—	36 床	0 床	0 床
	利用者見込み	—	298 人	347 人	348 人

[表 25 特定施設入居者生活介護の整備数・利用者数の見込み] (単位：床，人)

区 分	単 位	第4期	第5期介護保険事業計画		
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
特定施設入居者生活介護	整備累計	615 床	615 床	795 床	795 床
	整備数	—	0 床	180 床	0 床
	利用者見込み	—	439 人	443 人	598 人

イ サービス量の確保

① 要介護・要支援認定者数の見込み

要介護・要支援認定者数については、以下の手順により見込みます。

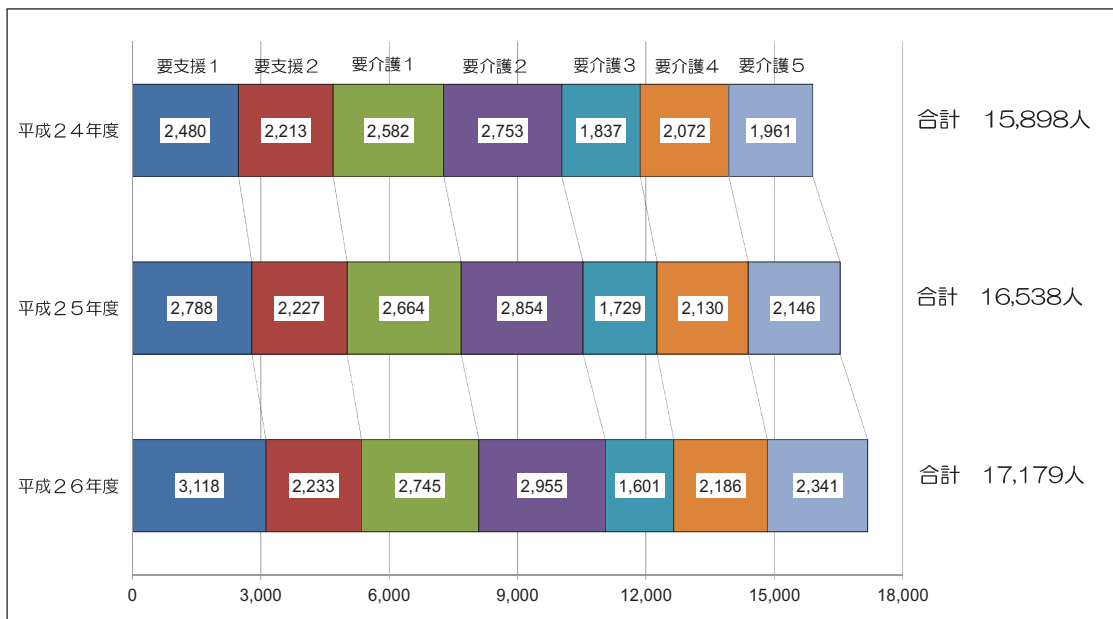
(ア) 平成20年度から平成23年度の要介護・要支援認定者の認定率を基に、将来の認定率を見込む。

(イ) 高齢者人口推計(11 ページ)に、(ア)の認定率を乗じる。

[表 26 要介護・要支援認定者数の見込み] (単位：人)

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
平成24年度	2,480	2,213	2,582	2,753	1,837	2,072	1,961	15,898
平成25年度	2,788	2,227	2,664	2,854	1,729	2,130	2,146	16,538
平成26年度	3,118	2,233	2,745	2,955	1,601	2,186	2,341	17,179

[図 3 要介護・要支援認定者数の見込み] (単位：人)



第4章 施策・事業の展開

② 居宅サービス利用対象者数の見込み

要介護・要支援認定者数の見込み〔下表 27〕(A) から、施設・居住系サービス利用者数 (B) を除き、居宅サービス利用対象者数 (C) を見込みます。

〔表 27 居宅サービス対象者数の見込み〕

単位：人

区分	平成24年度		
	要介護・要支援 認定者数の見込み (A)	施設・居住系 サービス利用者数 (B)	居宅サービス 利用対象者数 (C) (A) - (B)
要支援1	2,480	41	2,439
要支援2	2,213	62	2,151
要介護1	2,582	314	2,268
要介護2	2,753	489	2,264
要介護3	1,837	633	1,204
要介護4	2,072	982	1,090
要介護5	1,961	1,026	935
合計	15,898	3,547	12,351

区分	平成25年度		
	要介護・要支援 認定者数の見込み (A)	施設・居住系 サービス利用者数 (B)	居宅サービス 利用対象者数 (C) (A) - (B)
要支援1	2,788	41	2,747
要支援2	2,227	65	2,162
要介護1	2,664	342	2,322
要介護2	2,854	520	2,334
要介護3	1,729	667	1,062
要介護4	2,130	1,044	1,086
要介護5	2,146	1,069	1,077
合計	16,538	3,748	12,790

区分	平成26年度		
	要介護・要支援 認定者数の見込み (A)	施設・居住系 サービス利用者数 (B)	居宅サービス 利用対象者数 (C) (A) - (B)
要支援1	3,118	51	3,067
要支援2	2,233	121	2,112
要介護1	2,745	381	2,364
要介護2	2,955	557	2,398
要介護3	1,601	700	901
要介護4	2,186	1,109	1,077
要介護5	2,341	1,119	1,222
合計	17,179	4,038	13,141

③ 居宅サービス利用率の見込み

居宅サービス利用対象者のうち、実際に居宅サービスを利用する者を見込むため、平成22年度と平成23年度の給付実績を基に、居宅サービス利用率を見込みます。

[表 28 居宅サービス利用率]

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
平成24年度	51.7%	69.6%	75.0%	83.0%	87.9%	81.2%	59.1%
平成25年度	51.1%	70.3%	75.2%	82.4%	91.9%	84.7%	60.8%
平成26年度	50.5%	70.9%	75.4%	81.8%	95.8%	88.1%	62.4%

④ 居宅サービス利用者数の見込み

居宅サービス利用対象者数の見込み[下表29](C)に、居宅サービス利用率(D)を乗じて、居宅サービス利用者数(E)を見込みます。

[表 29 居宅サービス利用者数の見込み]

(単位：人)

区 分	平成24年度		
	居宅介護サービス利用対象者数の見込み(C)	居宅サービス利用率(D)	居宅サービス利用者数(E) (C) × (D)
要支援1	2,439	51.7%	1,261
要支援2	2,151	69.6%	1,497
要介護1	2,268	75.0%	1,701
要介護2	2,264	83.0%	1,879
要介護3	1,204	87.9%	1,058
要介護4	1,090	81.2%	885
要介護5	935	59.1%	553
合 計	12,351	—	8,834
区 分	平成25年度		
	居宅介護サービス利用対象者数の見込み(C)	居宅サービス利用率(D)	居宅サービス利用者数(E) (C) × (D)
要支援1	2,747	51.1%	1,404
要支援2	2,162	70.3%	1,520
要介護1	2,322	75.2%	1,746
要介護2	2,334	82.4%	1,923
要介護3	1,062	91.9%	976
要介護4	1,086	84.7%	920
要介護5	1,077	60.8%	655
合 計	12,790	—	9,144
区 分	平成26年度		
	居宅介護サービス利用対象者数の見込み(C)	居宅サービス利用率(D)	居宅サービス利用者数(E) (C) × (D)
要支援1	3,067	50.5%	1,549
要支援2	2,112	70.9%	1,497
要介護1	2,364	75.4%	1,782
要介護2	2,398	81.8%	1,962
要介護3	901	95.8%	863
要介護4	1,077	88.1%	949
要介護5	1,222	62.4%	763
合 計	13,141	—	9,365

⑤ 介護給付（予防給付）サービス量の見込み

- ・ 現在も提供しているサービスについては、平成 22 年度と平成 23 年度の給付実績を基に、サービス量を見込みます。
- ・ 平成 24 年度から創設されるサービスについては、今後、第 5 期の介護保険事業を運営するなかで、利用者のニーズや事業者の参入意向などを考慮しながら、必要な量が提供できるよう対応します。
- ・ 地域密着型サービスについては、認知症などの高齢者が住み慣れた地域で安心して生活をするためにも重要なサービスであることから、地域バランスのとれたサービス基盤の整備を推進します。

（参考）平成 24 年度から創設されるサービス

○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（地域密着型サービス）

要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時対応を行うサービス

○ 複合型サービス（地域密着型サービス）

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供する複合型のサービス

[表 30 介護給付サービス量の見込み]

区 分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅サービス				
訪問介護	回数	348,199	367,882	388,683
訪問入浴介護	回数	12,016	12,369	12,760
訪問看護	回数	41,627	42,000	42,416
訪問リハビリテーション	回数	1,901	2,312	2,755
居宅療養管理指導	人数	10,558	12,349	14,445
通所介護	回数	455,248	468,189	481,978
通所リハビリテーション	回数	72,206	73,745	75,360
短期入所生活介護	日数	114,409	124,124	129,831
短期入所療養介護	日数	2,124	2,124	2,124
特定施設入居者生活介護	人数	4,068	4,078	5,160
福祉用具貸与	人数	42,821	46,088	49,603
特定福祉用具販売	人数	1,263	1,368	1,482
住宅改修	人数	683	719	758
居宅介護支援	人数	71,710	73,927	76,213
施設サービス				
介護老人福祉施設	人数	16,456	17,328	18,324
介護老人保健施設	人数	12,069	12,271	12,461
介護療養型医療施設	人数	3,908	3,908	3,908
療養病床からの転換分	人数	0	0	0
地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	0	0	0
夜間対応型訪問介護	人数	0	0	0
認知症対応型通所介護	回数	18,417	19,800	22,204
小規模多機能型居宅介護	人数	2,502	3,124	4,056
認知症対応型共同生活介護	人数	3,535	4,128	4,200
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	1,275	1,992	2,340
複合型サービス	人数	0	0	0

[表 31 予防給付サービス量の見込み]

区 分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護予防サービス				
介護予防訪問介護	人数	15,068	16,302	17,637
介護予防訪問入浴介護	回数	60	73	83
介護予防訪問看護	回数	3,171	3,661	4,228
介護予防訪問リハビリテーション	回数	7	7	7
介護予防居宅療養管理指導	人数	841	970	1,241
介護予防通所介護	人数	15,413	16,185	16,995
介護予防通所リハビリテーション	人数	3,086	3,572	4,134
介護予防短期入所生活介護	日数	2,808	3,260	3,538
介護予防短期入所療養介護	日数	63	79	98
介護予防特定施設入居者生活介護	人数	1,194	1,236	2,016
介護予防福祉用具貸与	人数	8,156	10,225	12,818
特定介護予防福祉用具販売	人数	290	290	290
介護予防住宅改修	人数	375	446	467
介護予防支援	人数	32,322	34,555	36,941
地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	回数	12	12	12
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	209	242	310
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	31	37	44

第4章 施策・事業の展開

[表 32 地域密着型サービスの日常圏域ごとの整備量の目標]

(単位：人・床)

圏域区分	地 区	夜間対応型訪問介護			小規模多機能型居宅介護			認知症対応型通所介護		
		現況	24~26年度整備数	累計	現況	24~26年度整備数	累計	現況	24~26年度整備数	累計
1	中央・築瀬・城東	50	—	50	0	25	25	0	12	12
2	陽南・宮の原・西原				0	25	25	12	0	12
3	昭和・戸祭				25	0	25	0	12	12
4	今泉・錦・東				0	25	25	0	12	12
5	西・桜				0	25	25	3	0	3
6	御幸・御幸ヶ原・平石				18	0	18	12	0	12
7	清原				25	0	25	24	0	24
8	瑞穂野				0	25	25	0	12	12
9	峰・泉が丘				25	0	25	0	12	12
10	石井・陽東				0	25	25	0	12	12
11	横川				25	0	25	0	12	12
12	雀宮（東部）				25	0	25	10	0	10
13	雀宮（西部）・五代若松原				0	25	25	12	0	12
14	緑が丘・陽光				24	0	24	12	0	12
15	姿川（北部）・富士見・明保				25	0	25	12	0	12
16	姿川（南部）				25	0	25	0	12	12
17	国本				25	0	25	0	12	12
18	細谷・宝木				25	0	25	0	12	12
19	富屋・篠井				0	25	25	0	12	12
20	城山				25	0	25	0	12	12
21	豊郷				25	0	25	12	0	12
22	かわち（古里中学校区）				0	25	25	12	0	12
23	田原（田原中学校区）				0	25	25	0	12	12
24	奈坪（河内中学校区）				0	25	25	0	12	12
25	上河内				25	0	25	0	12	12
合 計		50 (※1)	— (※2)	50 (※1)	342	275	617	121	180	301

(※1) 既存の1事業所（50人）については事業を休止

(※2) 第5期介護保険事業計画期間における整備は被保険者のニーズ等をみながら検討

第5期介護保険事業計画から導入されるサービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービスについては、被保険者のニーズ等をみながら整備を検討

第4章 施策・事業の展開

(単位：床)

圏 域 区 分	地 区	認知症対応型 共同生活介護			地域密着型 介護老人福祉施設			地域密着型特定施設 入居者生活介護		
		現況	24~26 年度 整備数	累計	現況	24~26 年度 整備数	累計	現況	24~26 年度 整備数	累計
1	中央・築瀬・城東	0	①	297	0	(1)	203	0	0	0
2	陽南・宮の原・西原	18	0		0	(2)				
3	昭和・戸祭	18	0		0	(3)				
4	今泉・錦・東	18	0		0	(4)				
5	西・桜	27	0		0	(5)				
6	御幸・御幸ヶ原・平石	27	0		0	(6)				
7	清原	18	0		0	(7)				
8	瑞穂野	0	②		29	0				
9	峰・泉が丘	18	0		0	(8)				
10	石井・陽東	0	③		0	(9)				
11	横川	18	0		0	(10)				
12	雀宮(東部)	0	④		0	(11)				
13	雀宮(西部)・五代若松原	27	0		0	(12)				
14	緑が丘・陽光	0	⑤		29	0				
15	姿川(北部)・富士見・明保	18	0		0	(13)				
16	姿川(南部)	0	⑥		0	(14)				
17	国本	18	0		29	0				
18	細谷・宝木	18	0		0	(15)				
19	富屋・篠井	27	0		0	(16)				
20	城山	0	⑦		0	(17)				
21	豊郷	18	0		0	(18)				
22	かわち(古里中学校区)	9	0		0	(19)				
23	田原(田原中学校区)	0	⑧		29	0				
24	奈坪(河内中学校区)	0	⑨		0	(20)				
25	上河内	18	0		0	(21)				
合 計		315	36 (※3)	351	116	87 (※4)	203	0	0	0

(※3) 認知症対応型共同生活介護については、計画期間中、施設が未整備である9圏域内(①~⑨)に2施設(1施設2ユニット)の整備を実施予定

(※4) 地域密着型介護老人福祉施設については、計画期間中、施設が未整備である21圏域内((1)~(21))に3施設の整備を実施予定